

一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令等について

令和 2 年 8 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会等において有識者等による審議の結果、安全上問題がないことが確認できた項目について、関連省令等を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

①改正を行うもの

- ・一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号。以下「製造細目告示」という。）

②廃止・新規制定を行うもの（文書番号を改める。新しい文書番号は【】内のとおり。）

- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718 保局第 1 号。以下「基本通達」という。) 【20200715 保局第 1 号】

2. 具体的な改正の内容

(1) 概要

圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に適用される現行の技術基準(一

般則第7条の3)は、従業者が圧縮水素スタンドに常駐し、当該圧縮水素スタンドにおいて、製造設備等の運転状況の監視、容器への充填及び災害の発生防止のための応急措置等に対応することが前提に規定されている。

今般、現行の技術基準では想定されていない、圧縮水素スタンドにおける従業者の常駐を前提とせず顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為(以下「セルフ充填」という。)をさせる方法による高圧ガスの製造を可能とするため、一般則に新たに第7条の4を定める等、車両の燃料装置用容器にセルフ充填を行う圧縮水素スタンドの保安確保上必要な技術基準を整備するものである。

(2) 具体的な規定の内容

圧縮水素スタンドにおけるセルフ充填を可能とするため、一般則、製造細目告示及び基本通達の改正により、当該圧縮水素スタンドの保安確保上必要な技術基準として、監視に必要な設備を備えた監視所において製造設備等の運転状況を遠隔で監視する措置、顧客自らによるセルフ充填が安全に行えるようにするための措置及び従業者の常駐を前提としない場合であっても災害の発生防止のための応急措置を迅速かつ的確に対応するための体制を確保し、あらかじめ危害予防規程に明記すること等の措置を定める。

以上